

五ノ 後 負ノ 種ノ 式名 生年 月職 業名 店

新下王子所 五ノ三四一職工
大泉 職工
明治八年五月世

高等小学校卒業後農業ニ従事シ
大正二年三月上京メノヤメテ職工ニ
トシテ約七年ニテ退職後配兵工廠
會計課ニ入リ約二年ニテ退職
農志製紙会社ノ職工トナリ一年ニ
テ退職後配兵工廠ニ入リ今日ニ
至ル

新下王子所 川町一五六職工

下村 訓一
明治三十四年五月世

高等小学校卒業後配兵工廠職工
トナリ今日ニ至ル

新下王子所 五ノ一九一職工
秋原 福吉
明治三十四年 日世

高等小学校卒業後配兵工廠職工
トナリ今日ニ至ル

新下王子所 九八四職工
西川 十三

小学校卒業後農業ニ従事シ
りタルカ大正四年十月二十二日上京メ
十一月二十二日配兵工廠製紙課
トナリ今日ニ至ル

行

勤

一、大正八年八月配兵工廠職工全盟罷業之際シテ時若川哲太郎氏等
ト要亦貴徹ノ懇請會ヲ開キテ其後數次労働問題懇談會ヲ開
催セリ

一、全二年六月二十四日午後四時三十分ヨリ王子所 字王子パンヤハ屋敷
座地ニ於テ小石川労働會五ノ支部長大泉或雄主催ノ下ニ王子支廠
従業員ノ名義ニテ復業協定ノ件ヲ運動スルニ外新ノ幹事等三位
シテ夕ルニ本労働問題ハ復業後面接其商ニ當ラザルハカキカトナレ
外新幹事ヲ排斥スルニ意味ニ於テ失業問題ニ關スル集會開催會
同ハルニ全支廠職工約四百名ヲ記決議文ヲ朗讀シタル後演說ニ移リ
ルガ第一土川島北平及佐村建平ノ演說ハ治安ヲ紊ル虞アリトシテ
以テ此等學業中ヲ中止セラレタル格別喧嘩スルコトナラズ全労働
會閉會セリ

決議文

一、復業協定ノ餘波ヲ受テ生活及失業ノ不安ヲ除去セシメカ爲メ先ニ三年
ノ決議ヲ遵守シ精誠ニ極力其目的ヲ貫徹セシトシテ期ス

一、復業協定ニ依リ解雇ノ場合ハ解雇手当トシテ日收ノ二倍分ヲ支
給セラレタレ

二、不台理ナル転職ハ強ラレザルコト

三、現在ノ九時労働會ニテ定時労働ノ日收ヲ支給セラレタレ

四、全二年七月二十八日午後六時ヨリ支廠事務所ニ於テ支廠幹事會
催來合若若川哲太郎氏等ヲ大泉或雄ノ下村訓一ノ外十名ニテ本月末日五
子支廠創立三週年紀念日ニ大運動ヲ起ス計画ヲシテ協議ノ
結果ニテ中止シ來ル八月六日(日)曜日ヲ期シ經費三百圓以內ニテ家
族ノ慰安ヲ兼テ復業協定會ヲ開催スルコトニ固ク決定シ且經費收支ノ方
法及陳列果代ノ事項ニ就テ八時行專員ヲ幹下協議スルコトトシ全八